

○弘前大学学術特別賞授与実施要項

(平成23年9月9日 学長裁定)

改正 平成25年4月19日 平成27年9月14日

平成29年7月12日 令和3年6月21日

第1 目的

この要項は、弘前大学（以下「本学」という。）における研究水準の向上に著しい貢献をした論文を弘前大学学術特別賞（以下「学術特別賞」という。）として顕彰することにより、本学の研究水準の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 学術特別賞の種類、対象等

- 1 学術特別賞の種類は、弘前大学学術特別賞（遠藤賞）（以下「遠藤賞」という。）及び弘前大学若手優秀論文賞（以下「若手優秀論文賞」という。）とする。
- 2 遠藤賞は、独創的かつ完成度の高い数編の論文を対象とし、若手優秀論文賞は、独創的で著者の将来性を伺わせるに足る1編の論文を対象とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第3 応募

- 1 応募者は、別に定める書類を所属部局長（教育研究院の所属教員にあつては、専任担当として配置された組織の長をいう。）に提出するものとする。
- 2 部局長は、提出された書類が対象として適切であることを確認し、学長に提出するものとする。

第4 審査

学術特別賞の審査は、別に定める弘前大学学術特別賞審査委員会が行う。

第5 表彰等

- 1 表彰は、学長が受賞者に表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状に併せて、副賞を贈呈する。
- 3 表彰の時期は、その都度定める日とする。
- 4 受賞者は、原則として、受賞講演を行うものとする。

第6 事務

本制度に関する事務は、研究推進部研究推進課で処理する。

第7 その他

この要項に定めるもののほか、弘前大学学術特別賞の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年9月9日から実施する。

附 則(平成25年4月19日)

この要項は、平成25年4月19日から実施し、改正後の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年9月14日)

この要項は、平成27年10月1日から実施する。

附 則(平成29年7月12日)

この要項は、平成29年7月12日から実施する。

附 則(令和3年6月21日)

この要項は、令和3年6月21日から実施する。